

令和5年度（補正予算）及び令和6年度
二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業）
新たな手法による再エネ導入・価格低減促進事業のうち
熱分野・寒冷地での脱炭素化先行モデル創出事業
「計画策定事業」「設備等導入事業」

Q&A 集

令和6年4月16日制定
一般社団法人環境技術普及促進協会

目 次

1. 【全般】	1
2. 【応募申請時の提出書類について】	4
3. 【補助対象事業について】	5
4. 【補助対象範囲について】	9
5. 【補助対象経費について】	12
6. 【事業期間について】	13
7. 【採択以降について】	13
8. 【その他】	15

1. 【全般】

1-1. 本事業はどのような体制で執行されますか。

本事業は、間接補助の形式で執行されます。環境省が公募により補助金の交付事務等を行う執行団体を選定し、当該執行団体において補助事業者の募集・採択を行い、補助金を交付します。

なお、本事業に係る応募申請書・交付申請書・完了実績報告書の記載内容についてのお問い合わせ等は、一般社団法人 環境技術普及促進協会（以下、協会）までお願いします。

1-2. 本事業の申請者は具体的にどのような者を指しますか。

本補助金の交付を応募できる者は次のとおりです。

- ア 民間企業
- イ 独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法
- ウ 地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 21 条第 3 号チに規定される業務を行う地方独立行政法人
- エ 国立大学法人、公立大学法人及び学校法人
- オ 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 22 条に規定する社会福祉法人
- カ 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 39 条に規定する医療法人
- キ 特別法の規定に基づき設立された協同組合等
- ク 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人
- ケ その他環境大臣の承認を得て協会が認める者

上記の「民間企業」は、本事業においては、株式会社・合名会社・合資会社・合同会社・信用金庫・相互会社・有限会社等をいいます。

1-3. 直近の決算で債務超過がある場合は、応募できないのですか。

本事業では、代表事業者が直近の決算において債務超過の場合は、原則として対象外とします。

ただし、関連企業等による事業継続の一切を確約する書面および事業継続を確約する法人などの単体ベースの直近の 2 決算期の貸借対照表と損益計算書を提出する場合は、応募することが可能です。該当される場合は、事前に協会に相談してください。

申請時に、法人の設立から 1 会計年度を経過していない場合には、申請年度の事業計画及び収支予算を添付してください。法人の設立から 1 会計年度を経過し、かつ、2 会計年度を経過していない場合には、直近の 1 決算期に関する貸借対照表及び損益計算書及び法人登記全部事項証明書を添付してください。（申請者が、法律に基づき設立の認可等を行う行政機関から、その認可等を受け、又は当該行政機関の合議制の機関における設立の認可等が適当である旨の文書を受領している者である場合は、設立の認可等を受け、又は設立の認可等が適当であるとされた法人の事業計画及び収支予算の案並びに定款の案を添付してください。ただし、これらの案が作成されていない場合には、添付を要しません）。

1-4. 再生可能エネルギー発電設備又は再生可能エネルギー熱利用設備をファイナンスリースにより導入する場合、どのように申請をする必要がありますか。

設備等の調達の一形態としてリースを選択した場合、設備等の所有権がリース事業者にあることから、リース事業者が代表申請者となり、設備を使用する者（需要家）を共同事業者とした申請としてください。

リース料から補助金相当分を減額することを約すること（減額の方法については、リース契約全期間において補助金相当分をリース料に反映させるといった方式が想定される。補助金の還元額の比重がリース料支払期間の後半に偏る等、リース先に不利となる還元方法は認められない。契約書案等を添付すること）。

リース期間は原則として法定耐用年数以上の契約とすること（法定耐用年数より短期間とする場合は、リース契約終了後、法定耐用年数期間まで継続して当該補助設備を使用できる契約内容とする場合に限る。契約書案を添付すること）。

1-5. E S C O事業の枠組みを用いて設備を導入することは可能でしょうか。

ESCO 事業による設備導入を行う場合であっても、補助の対象はあくまで設備の所有者に対してとなります。具体的には、活用する E S C O 事業の契約方式により対応が異なります。

① ギャランティード・セイビングス契約

事業者が直接設備を調達、導入する方式であり、設備の導入に係る費用は補助対象となります。補助の対象となるのはあくまで設備導入（購入）費用のみであり、E S C O 事業者へのサービス料金は含みません。

② シェアード・セイビングス契約

E S C O 事業者（リース事業者）が設備を調達してリースする方式であり、設備の導入に係る費用が補助対象です。

1-6. 地方公共団体は、この事業に応募することはできないのでしょうか。

この事業は、代表事業者として地方公共団体が応募することはできません。

ただし、地方公共団体で本事業の対象となる設備を取得しない（補助金の交付を受けない）場合は、共同事業者として申請することができます。

1-7. 「計画策定事業」と「設備等導入事業」との事業者が異なる場合でも申請可能でしょうか。

代表事業者と共同事業者が「計画策定事業」と「設備等導入事業」とで交代しての申請は可能です。

例えば、「計画策定事業」に代表事業者：民間企業甲、共同事業者：民間企業乙が実施し、「設備等導入事業」を民間企業乙が実施する場合であっても可能です。

1-8. 「計画策定事業」と「設備等導入事業」とをセットとした複数年にわたる事業申請（実施）は可能ですか。

計画策定事業と設備等導入事業をセットとした複数年にわたる事業計画は原則として認めていません。計画策定事業を完了した後、改めて設備等導入事業に応募願います。

1-9. 「計画策定事業」で申請した場合、「設備等導入事業」に申請は可能でしょうか。

本事業の「計画策定事業」を申請した場合、今後公募予定の「設備等導入事業」には同一年度で申し込むことはできません。次年度であれば、申し込みは可能です。
ただし、計画策定後、1年以内に設備導入を完了させる必要があります。

1-10. 公募の要件を満たした応募内容であれば、必ず採択されるのでしょうか。

実施計画書等の記載内容が本事業の趣旨に沿い、外部の有識者からなる審査委員会で審査基準により審査・評価し、公募予算の範囲内で採択を行いますので、必ず採択されるわけではありません。なお、審査委員会で書面審査と合わせて、対面ヒアリングを実施する場合があります。

1-11. 応募申請後、補助金申請を辞退する必要が発生した場合、どのように対応すればよいですか。

書面での手続きが必要となりますので、辞退する必要が生じたら、速やかに協会にご連絡ください。申請に当たっては、十分に検討の上、応募してください。

1-12. 他の補助金と併用は可能ですか。

国からの補助金(国からの補助金を原資として交付する補助金を含む)は1事業1件だけ受けることが可能です。重複申請は可能ですが、本補助金が採択された場合は、本事業を優先するようにお願いいたします。

地方公共団体等からの補助金との併用は可能です。

ただし、併用する場合には、当該地方公共団体等の補助金の制度が、国(協会)からの補助金と併用できる仕組みになっている必要があります。

なお、当該地方公共団体等の補助金の制度が、協会の補助事業に係る自己負担額に対して補助することができる仕組みになっている場合を除き、協会からの補助金交付額は、当該地方公共団体等からの補助金交付額を「寄付金その他の収入」として控除した額に補助率を乗じた額となります。

以上から、地方公共団体等の補助金との併用に当たっては、申請の際、当該地方公共団体等の補助金の交付要綱を提出してください。

1-13. 応募申請が採択された場合、応募申請から交付申請までの間に事業計画の内容を見直した場合、交付申請時に提出する事業実施計画書は応募申請時のものから変更してもよいですか。

交付申請の際に提出する実施計画書は、協会から特別な指示のない限り、応募申請の際に提出したものと同一のものとしてください。原則、事業の目的に変更をもたらすものでなく、CO2排出削減効果等の事業効果に関係がない事業計画の軽微な変更に関し認められますが、詳細については、協会に相談してください。

1-14. 応募申請内容等について、事前の相談は可能ですか。

原則、メールで具体的な相談内容をお問合わせ願います。

1-15. 公募要領に「J-クレジット制度への登録を行ってはいけません。」とありますが、グリーン電力証書の認証についてはどうですか。

J-クレジットと同様に法定耐用年数を経過するまでは、グリーン電力証書の認証は受けられません。

1-16. 補助金の上限は示されていますが、下限はあるのですか。

補助金の下限はありません。

2. 【応募申請時の提出書類について】

2-1. 様式 1 応募申請書の「申請者」は誰にすればよいですか。

法人の代表権を持つ方としてください。代表者からの委任状を添付する場合に限り、代表権を持つ方でなくても代表者として応募申請することが可能です。

2-2. 複数の提案に関する応募について、一つの提案として応募しても良いでしょうか。

複数事業にわたり、申請者が同一の場合、それぞれの事業ごとで申請してください。事業ごとに採択の可否を判断します。

2-3. 別紙 1 実施計画書の「事業実施の担当者」（事業の窓口となる方）は誰にすればよいですか。

代表事業者の法人に所属し、本事業に関わる業務を実際に行い、協会と連絡を取り合える方としてください。

代行申請はできません。

2-4. 各年度の業務概要および貸借対照表・損益計算書は、株主向けに発行しているパンフレットに記載し、ホームページにも IR 情報として公表しています。パンフレット、ホームページに掲載されたものを、提出してよいでしょうか。

問題ありません。最新のものを提出してください。

2-5. 連結決算を採用している場合、グループ全体の貸借対照表・損益計算書が必要でしょうか。

単体と連結、両方提出してください。

2-6. 法人登記全部事項証明書、貸借対照表・損益計算書には、原本証明が必要でしょうか。

不要です。写しを提出してください。

2-7. 再生可能エネルギー発電設備や再生可能エネルギー熱利用設備を導入する場所等に関して、どのような資料の提出が必要でしょうか。

設備を設置する場所の図面・写真等の資料を提出してください。

設備導入場所の登記状況を確認できる以下の書類を提出してください。

【自社所有の土地・建物の場合（A）】

土地・建物が自社所有であることが確認できる登記簿謄本等を添付してください。

その場合、設備設置承諾書の提出は必要ありません。

【自社所有の土地・建物でない場合（B）】

土地・建物の賃貸借契約書等に加えて、土地・建物の所有者からの設備設置承諾書を提出してください。賃貸借契約書等に記載された契約期間が補助対象設備の法定耐用年数期間に満たない場合、補助金の代表申請者名で作成した補助対象設備を法定耐用年数期間、確実に使用する旨（契約の延長などの具体的な措置）を記載した確約書（様式任意）を提出してください。

【建物は自社所有だが、土地が自社所有でない場合（C）】

建物に関してはA、土地に関してはBの書類を提出してください。

3. 【補助対象事業について】

3-1. 熱分野モデルと寒冷地モデルの違いは何ですか。

寒冷地モデルとは、寒冷地（※）で行う事業です。それ以外は熱分野モデルで申請してください。

※寒冷地とは、下記のいずれかの区分に該当する地域を指します。

- ア 寒冷地（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項（平成28年国土交通省告示第265号）の別表第10に定める地域区分1又は2の地域）
- イ 低日射地域（建築物エネルギー消費性能基準（省エネ基準）において一次エネルギー消費量を算出する際に用いられる年間の日射地域区分において、その区分がA1又はA2となる地域）
- ウ 多雪地域（建築基準法施行令第86条第1項に規定する垂直積雪量が100センチメートル以上に該当する地域）

3-2. 寒冷地、低日射地域、多雪地域はどう確認すればいいのですか。

事業実施場所が寒冷地、低日射地域、多雪地域に該当するかの確認は、事業実施場所の市町村にお問い合わせください。

なお、公募要領に記載している「寒冷地」についての地図は、イメージであります。

3-3. 既に再生可能エネルギー発電設備や再生可能エネルギー熱利用設備を設置し活用していますが、さらに増設する形で本事業を活用したいのですが、本事業の対象になるのでしょうか。

本事業での導入量が適切であることを示していただければ、対象となり得ます。

なお、その場合も、既に実施された事業に対して補助金を交付することはできません。また、CO₂排出削減効果においては、本事業での数値が必要です。既実施事業と切り分けが必要です。

自家消費率又は特定供給率は、今回導入する設備の発電量や熱量のうち、施設や特定供給先で活用（消費）される割合（％）を算出してください。

3-4. 応募申請時に経費内訳の金額の根拠がわかる書類(見積書)等を添付する必要がありますが、どんな見積書の添付が必要ですか。

見積書

- ・申請時に有効な見積書（押印付き）であること
- ・見積金額に税込・税抜き等の記載があること
- ・発行日、有効期限等の記載があること

見積明細書

- ・設備費・材料費は、内容がわかるように具体的に記載すること（「一式」は使用しないでください。）
- ・労務費は、計算式を記載するとともに、単価の根拠資料を添付すること
※ 単価の根拠資料 建設物価、公共工事設計労務単価表、公共建築工事積算基準など
- ・共通仮設費・現場管理費・一般管理費など算出の根拠を明確にすること
※ 算出の根拠 公共建築工事共通費積算基準、建築施工単価など
- ・「消耗品費」など消耗品に関する経費は補助対象外とすること
- ・補助対象・補助対象外経費がわかるように備考欄等に明示すること
- ・「間接工事費」「設計費」「監理費」は、「直接工事費」の補助対象経費と補助対象外経費の比率で按分計算すること

3-5. 二酸化炭素削減量（計画値）はどのように算出したらよいですか。

二酸化炭素削減量（計画値）は、環境省地球環境局が発行している「地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック」等を参考にして、応募申請書のB-8 施設での発電・発熱量とCO2削減排出量・削減算出表を完成させてください。

3-6. バイオマスのエネルギー源の調達に関して、どのような要件が必要ですか。

バイオマス発電・熱設備のエネルギー源としては、動植物に由来する有機物であって利用することができるもの（原油、石油ガス、可燃性ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く）としています。これら、原料の安定的な供給方法について、応募申請書に記述してください。

なお、「バイオマス燃料製造設備」については、「バイオマス発電・熱設備」と同時導入の場合に、補助対象となります。公募要領の<表2>をご確認ください。

3-7. 設備の設置に関して留意することはありますか。

地方公共団体が作成するハザードマップにおいて、土砂災害警戒区域あるいは洪水浸水想定区域に含まれる場合は、設備を保全させるための措置を講じてください。

再生可能エネルギー発電設備や再生可能エネルギー熱利用設備は、暴風雨、積雪、地震等の自然災害に対処できるように「JIS C 8955：2017 太陽電池アレイ用支持物の設計用荷重算出方法」や「建築設備耐震設計・施工指針 2014年版」（監修：独立行政法人建築研究所）に準拠して設置してください。なお、耐震Bクラス以上で計算してください。

再生可能エネルギー発電設備の設置や電力供給等にあたっては、関係法令・基準等を遵守するとともに、再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（風力・地熱・水力・バイオマス・太陽光発電）」（資源エネルギー庁）を参考に、事業実施主体において適切な事業実施のために必要な措置をとるよう努めてください。

3-8. 「土砂災害警戒区域又は洪水浸水想定区域に含まれる場合は、設備を保全させるための措置を講じてください。」でいう措置とは、どのようなものを言いますか。

設備を保全させるための措置とは、想定される災害が発生した場合においても補助対象設備が稼働できるように措置を講じることをいいます（浸水地域であれば、嵩上げを行うなど）。

ただし、地域によって補助対象設備が稼働できるような措置を講じることが困難な場合は、被災した設備の修復に努めてください。

3-9. 「地球温暖化対策推進法に基づき市町村が定める促進区域」とはどのようなものですか。

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第21条第5項に基づき、市町村が、再エネを促進するとしてポジティブに設定されるエリアを「促進区域」として定めるものです。令和4年4月1日より制度が開始されるものであり、促進区域を定めた市町村は、以下の14自治体です。（令和5年11月現在）

長野県箕輪町、神奈川県小田原市、福岡県福岡市、岐阜県恵那市、島根県美郷町、佐賀県唐津市、滋賀県米原市、神奈川県厚木市、埼玉県入間市、愛媛県松山市、徳島県阿南市、富山県富山市、富山県氷見市、北海道せたな町

促進区域で実施する事業に該当する場合には、①市町村の地方公共団体実行計画（区域施策編）に位置づけられた促進区域に係る文書の写し（WEB掲載場所のURLを余白に記載）、②その他必要な補足説明資料を提出してください。提出書類に基づき審査をしますので、①だけで判断ができない可能性がある場合には、②を必ず提出してください（提出資料のみで該当性が十分に判断できない場合には評価対象外とします）。促進区域内で実施する事業であっても、当該事業で導入する再エネ設備が、当該促進区域の促進対象とされていない場合は、評価対象とはなりません。なお、公募締切日までに地方公共団体実行計画（区域施策編）に位置づけられた文書として市町村WEBサイトに正式公表された促進区域が評価対象となり、検討中のものやWEB公表前等のものは、評価対象とはなりません。

3-10. 発電設備で発電した電力のうち、余剰の電力をFIT、FIPを用いなければ売電していいですか。

公募要領の<表1>の条件を満足し、かつFIT、FIPを使用しないのであれば余剰電力を売電することは可能です。

また、売電により得られる収入金額は、本事業で導入した設備等の維持管理・更新の費用に充てるとともに、毎月の売電量及び売電収入、収入金額の用途を管理するための帳簿を作成するなどして、適切に管理してください。

3-11. 屋根設置の太陽光発電設備を設置する場合は、説明会等の実施は努力義務という理解でいいですか？

「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」において、屋根設置の太陽光発電設備を設置する場合は、説明会等の実施に努めることとされています。

3-12. 太陽光発電設備を設置する際、公募要領の〈表2〉に記載している「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」が規定する水平距離内に周辺地域の住民が居住していない等の場合、説明会等を実施する必要はありますか？

説明会等の実施については、太陽光発電設備事業を実施する場所の敷地境界線からの水平距離が、同ガイドラインにおいて掲げる一定の範囲内に居住する者等に対して行うことを求めるものです。

3-13. 太陽光発電設備を設置する際、本事業の申請前に周辺地域の住民に対して説明会を既に実施していた場合は、独自様式にて、説明会等を実施したことを証する資料の提出も認められますか？

今回の応募においては、独自様式による提出も認める形としますが、「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」において指定する様式の確認をお願い致します。

3-14 温室効果ガス排出削減に関する目標設定とはどのようなことですか？

2050年又はそれ以前のカーボンニュートラル達成など、事業者が設定している温室効果ガスの排出削減目標のことで、目標は原則として公表しているものとし、当該目標が掲載されているウェブページのURLを記載又は該当資料を提出してください。

3-15 デコ活応援団への参画、デコ活宣言の登録とはどのようなことですか？

デコ活とは二酸化炭素(CO₂)を減らす(DE)脱炭素(Decarbonization)と、環境に良いエコ(Eco)を含む"デコ"と活動・生活を組み合わせた新しい言葉で脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動のことで、デコ活応援団での活動状況、登録内容等がある場合は、その根拠資料を提出してください。

(参考) デコ活ウェブサイト：<https://ondankataisaku.env.go.jp/decokatsu/>

4. 【補助対象範囲について】

4-1. 設計が完了している事業について、工事のみを事業の対象とすることができますか。

工事契約前であれば、当該工事については本事業の対象となります。

4-2. 中古品・リユース品は、補助対象になりますか。

本補助金の対象となる発電設備、熱利用設備については、中古品・リユース品は補助対象外とします。

ただし、法定耐用年数経過後の車載型蓄電池を定置用蓄電池としてリユースしたもので、公募要領に記載された基準を満たすものであれば、補助対象となります。基準額の算定方法は新品の製品の場合と同様です。

4-3. 発熱量等を計るための計測器等の購入は補助対象となりますか。

計測器が熱設備等、エネルギー起源 CO₂ の排出削減に直接資する設備及びその付帯設備専用のデータを計測の対象としている場合は、補助対象となり得ます。

なお、広報等を目的とした「見える化システム」については、補助対象外となります。

4-4. 発電量等を計るための計測器等の購入は補助対象となりますか。

計測器が発電設備等、エネルギー起源 CO₂ の排出削減に直接資する設備及びその付帯設備専用のデータを計測の対象としている場合は、補助対象となり得ます。

なお、広報等を目的とした「見える化システム」については、補助対象外となります。

4-5. ペレットやバイオガスなどの燃料製造設備、燃料の貯蔵のための設備については補助対象となりますか。

エネルギー起源 CO₂ の排出削減に直接資する設備の導入に伴い、当該設備の適切な稼働のために必要な設備であることが合理的に示される場合、補助対象となり得ます（ただし、ペレットやバイオガスなどの燃料製造設備や貯蔵設備の単独設備の申請の場合は、補助対象外です）。

なお、エネルギー起源 CO₂ の排出削減に直接資する補助対象設備に比して当該設備の規模等が妥当であることについて、実施計画書において詳述していただく必要があります。また、これにより導入された燃料製造設備から製造された燃料や燃料貯蔵設備で貯蔵される燃料は、当該補助対象設備においてのみ使用することとしています。また、建屋部分は補助対象外です。

4-6. メタン発酵ガス方式の設備の対象となる設備範囲はどこまでですか。

メタン発酵ガス方式の設備においては、原料となる家畜糞尿、食品廃棄物、下水汚泥等を発酵させてメタンガスを発生させる設備である発酵槽以降の発電に必要な設備範囲が対象設備となり得ます。具体的には、発酵槽、ガスホルダー、発電機等が対象設備となり得ます。

4-7. 逆潮流防止装置は補助対象ですか。

自家消費するために系統連系を行う必要があり、一般送配電事業者により逆潮流防止装置の設置を要求される場合は補助対象とします。

4-8. 可搬式蓄電池は補助対象となりますか。

可搬式蓄電池は補助対象外とします。

ただし、可搬式蓄電池であっても、固定する場合には補助対象とします。なお、災害時に転倒・浸水等により破損しないように、適切な固定措置をとっていただくことが必要です。

4-9. 蓄電池の屋外設置の可否と付帯設備・付帯工事の範囲はどのように考えたらよいですか。

屋外への設置を検討する場合は、「①屋外に設置することの許容要件」をすべて満たし、「②屋外設置の場合に認めうる付帯工事等の対象・範囲」を確認のうえ、工事範囲の検討、補助対象経費の算出等を行い、検討してください。

①屋外に設置することの許容要件

- ・屋内設置できる他の代替施設があるが、あえて屋外設置になる当該施設に導入すべき正当な事情や理由があること
- ・当該施設の屋内設置ができない相応の理由があること（設置場所が確保できない等）

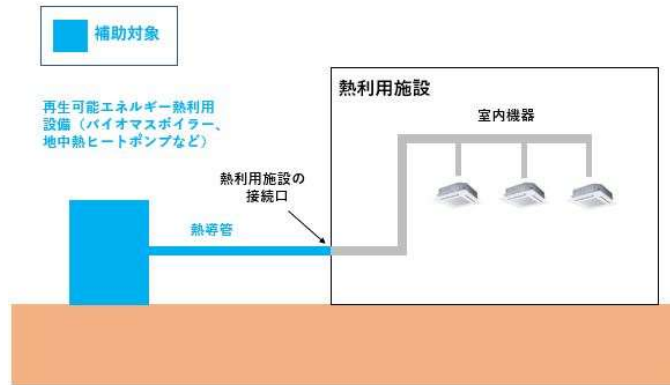
②屋外設置の場合に認めうる付帯工事等の対象・範囲

- ・当該付帯設備や付帯工事がなければ補助事業の目的を達成できない場合（蓄電できない、停電時の安定供給が確保できない等）には、「機能確保」のためのものであれば、直接必要な付帯工事や設備で、かつ、必要最小限の対象物・範囲に限り補助対象とします。
（例）降雨等保護のためのカバー、収納箱は可。小屋等の施設は不可（必要最小限を超えるため）
- ・安全フェンス等の設置は補助対象外とします。
- ・災害時の転倒対策（アンカー基礎等）は補助対象とします（停電時に機能を維持する必要があるため）。
- ・設置場所そのものの耐震工事は補助対象外とします（強度等を備えた設置上問題の無い場所に設置導入することが前提のため）。

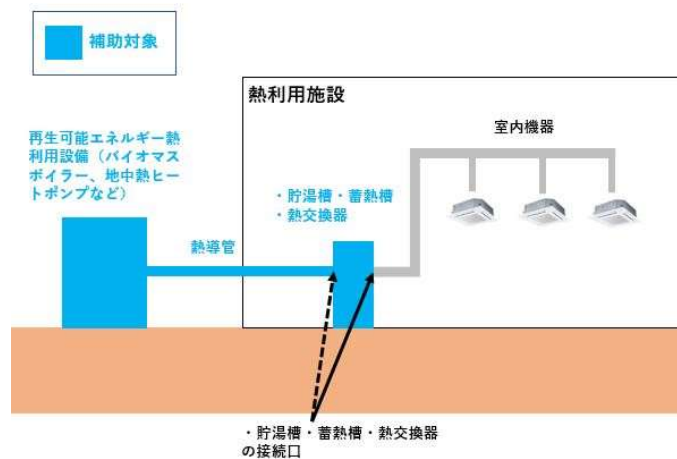
4-10. 熱設備の付帯設備の補助対象範囲はどのように考えたらよいですか。

熱設備の付帯設備については、エネルギー起源 CO2 の排出削減に直接資する設備（補助対象設備）の適切な稼働に直接必要な設備、及び補助対象設備の導入に伴い追加が必要となる設備であって、必要最小限度のものに限ります。

(例 1) 熱利用施設内に貯湯槽・蓄熱槽を設置しない場合



(例 2) 熱利用施設内に貯湯槽・蓄熱槽等を設置する場合



4-11. ソーラーカーポートは補助対象となりますか。

太陽光発電モジュール一体型カーポート、又は太陽光発電モジュール、架台、カーポート（太陽光発電モジュールの土台となるものに限る）は補助対象です。

5. 【補助対象経費について】

5-1. 設計・監理に係る費用は補助対象ですか。

実施設計費・工事監理費については補助対象となります。なお、計画策定事業においては基本設計費も補助対象となります。

5-2. 補助対象外となる経費には、どのようなものがありますか。

補助対象外となる経費の例は次のとおりです。詳細については個別にご相談ください。

<補助対象外経費の例>

- ・実証的な製品
- ・普及啓発用機器（CO2 や電力の削減量等を表示するモニター・ケーブル）
- ・売電に必要な経費（売電メーターの設置費用、一般送配電事業者への工事負担金）
- ・パワーコンディショナ等の保証料
- ・数年で定期的に更新する消耗品（例:消火器）
- ・電力会社・消防署等への申請・届出・登録等に係る費用
- ・設備の保守管理に係る費用、ランニングコストにあたる費用
- ・工事会社等への振込手数料
- ・既存設備の解体費、撤去費、移設費
- ・残土の処理費用（処分費・運搬費）
- ・低木の打払いや簡易な地ならしなどの整地に係る費用、敷砂利やコンクリートを敷き詰めるための費用
- ・土地の整地や地盤改良に係る費用
- ・建屋の建設にかかる経費、建物建設工事に係る基礎工事費用、建築物の躯体等に関する工事費用
- ・事業に必要な用地の取得・確保に要する経費
- ・事業実施中に発生した事故・災害の処理に要する経費
- ・補助対象施設以外のオプション品の工事費・購入費等

5-3. 消費税は補助対象となりますか。

消費税及び地方消費税相当額(以下「消費税」という)は、補助対象経費から除外して補助金額を算定してください。ただし、以下に掲げる補助事業者にあつては、消費税を補助対象経費に含めて補助金額を算定できるものとします。

- ①消費税法における納税義務者とならない補助事業者
- ②免税事業者である補助事業者
- ③消費税簡易課税制度を選択している(簡易課税事業者である)補助事業者
- ④特別会計を設けて補助事業を行う地方公共団体(特定収入割合が5%を超える場合)及び消費税法別表第3に掲げる法人の補助事業者
- ⑤地方公共団体の一般会計である補助事業者

補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定し、精算減額又は返還の必要性が発生した場合のみ、交付規程様式第9による消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書により速やかに協会に報告して下さい。

6. 【事業期間について】

6-1. 事業完了までにどの内容が終了していればよいですか。

事業完了とは、下記の要件をすべて満たしていることが必要です。当該年度1月31日までにすべてを完了するようにしてください。

- ①当該年度に行われた委託・請負等に対して、業務が完了し、対価の支払い及び精算が終了していること
- ②補助対象設備等の導入が完了し、電力又は熱が施設等に供給できる状況にあること（2ヵ年事業の1年目を除く）

※ただし、電力の場合、電力会社に系統連系手続きの申込みをしたうえで、連系手続きに時間を要していることが協議資料等で確認できる場合は、発電開始は事業完了後でも認める場合があるので、協会に事前に相談してください。

6-2. 事業期間に変更が発生した場合は、どうすればよいですか。

応募にあたっては、単年度（当該年度の1月31日まで）で事業を完了するように計画を立てたうえで申し込んでください。ただし、その後の状況により事業が遅れることが分かった場合は、速やかに協会に相談してください。協会としても、適宜、事業の進捗状況を確認しますので、そのときに担当者に状況をお知らせください。

7. 【採択以降について】

7-1. 請負業者の選定は交付決定前に行ってもよいですか。

問題ありません。

7-2. 請負工事業者等との補助事業の契約(発注)はいつ行えばよいですか。

交付決定日以降に行ってください。

※交付決定前に契約もしくは発注及び発注請書等を行った経費は、補助対象となりません。

2ヵ年度にわたる事業の場合、請負工事業者等との補助事業の契約(発注)については、各年度で交付決定日以降に行うようにして下さい。なお、初年度に一括して契約する場合には、各年度の事業内容、実施期間、契約金額を明示した契約内容とし、各年度の実施期間が当該年度の補助事業期間（交付決定日から事業完了日）内となるように設定してください。

7-3. 請負業者等への発注は「競争原理が働くような手続きによって相手先を決定すること」とありますが、具体的にどういうことですか。

競争入札もしくは、三者以上による見積り合わせを行ってください。

7-4. 発注先決定に関し、原則として入札行為が必要なことは理解していますが、社内規程に基づき、設備の導入に当たっては、従来から安全上の観点から随意契約としています。本事業の場合でも随意契約は認められますか。

本事業の運営上、一般競争入札での選定が困難又は不相当である場合は、指名競争入札、又は随意契約によることができます。

ただし、社内規定で決まっている、又は当該業務に精通していることのみをもって随意契約によることとする理由としては、認められません。

7-5. 補助対象となる工事と、補助対象とならない工事(全額自己負担)を1つの契約にまとめることは可能でしょうか。

別々に契約することが望ましいですが、一緒に契約しても構いません。ただしその場合には、補助対象の工事と対象外の工事の費用が発注書・契約書・請求書等の中で明確に分かるようにしてください(内訳を分ける、備考欄にその旨記載する等)。

7-6. 事業期間内完了を見込み交付申請を行ったが、執行途中の不測事態により事業期間内に事業が完了できなくなった場合はどのような取扱いになるのでしょうか。

本事業期間中に完了するよう、余裕を持った計画を立ててください。やむを得ない事情により事業遅延が見込まれる場合は、速やかに協会にご連絡ください。

7-7. 採択後、補助対象経費を精査した結果、増額してしまった場合、補助金額の増額は可能ですか。

交付申請時においては、採択通知に記載された採択額が補助金交付額の上限になります。交付決定後の完了実績報告時においては、交付決定通知で示された補助金交付額が上限になります。

7-8. 外注により、請負差額が発生した場合、その差額内で別途契約を行いたいが、行ってもよろしいですか。

採択時の事業計画内容と異なるものは、原則認められません。
なお、事業計画内容の変更が必要となった場合については、協会まで相談ください。

7-9. 補助事業の計画変更について、交付規程第8条第1項第三号イに「ただし、軽微な変更である場合は除く。」と記載されていますが、「軽微な変更」とは具体的にどのような場合を指すのでしょうか。

「軽微な変更」とは、補助対象経費において、交付規程の別表第2の第1欄の区分に示す、それぞれの費目の配分額の15%以内の変更で、かつCO₂の排出削減効果に著しい影響を及ぼすおそれのない変更であり、以下の2点に該当する場合を指します。

- ・事業の目的に変更をもたらすものではなく、かつ、事業者の自由な創意により、より効率的な事業目的達成に資するものと考えられる場合
- ・事業目的及び事業効率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

なお、変更する必要がある場合は、独自に判断せず必ず協会へ相談してください。

7-10. 工事代金等の支払方法の注意点はありますか。

原則として、支払は銀行振込としてください。その上で、支払の事実を証明できる証憑(銀行振込明細書等)の提出をお願いします。

支払手形による場合には、見積書、契約書(注文書および注文請書)などで支払い方法が支払手形に指定されている必要があります。その場合、手形の支払い期日(複数の約束手形に分割して支払われる場合は、最も遅い日)が事業期間内でなければなりません。なお、回し手形による支払いは認められません。

8. 【その他】

8-1. 事業成果等の公表についてどのようなことが必要ですか。

本事業で実施した事業の成果等については、補助事業者において積極的に公表していただくとともに、国の補助事業であることに鑑み、環境省が主催する説明会や環境省のホームページ等で公表することがあるため、協会、環境省及び環境省の委託を受けて補助事業の検証・調査等を行う事業者から求めのあった場合にはデータの提出等に応じていただく必要があります。

8-2. 本事業で導入した設備等を稼働した結果、CO₂削減目標値を達成できなかった場合にはどのように報告することが必要でしょうか。また、達成できなかった場合、補助金返還の可能性はありますか。

事業報告の際、CO₂削減量が目標値に達しなかった場合は、原因等を具体的に説明してください。

補助事業者は、事業完了後においても、補助事業の目的が達成されているか継続的に点検を行って、目的が達成されていない場合には、運用方法を見直すなど補助事業の目的に適合するような措置を講じる必要があります。

なお、CO₂削減量等が当初の目標と大きく乖離している場合は、補助金の返還を求める場合がありますので、ご承知おきください。

8-3. 本事業で取得した財産を処分したい場合、制限はありますか。また、どのような手続きが必要になりますか。

補助金で取得し、又は効用の増加した財産(取得財産等)を、当該財産の処分制限期間内(法定耐用年数)に処分(補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し(廃棄を含む)を当協会の承諾なしで行ってははいけません。実施するときは、事前に処分内容等について協会の承認を受けなければなりません。なお、法定耐用年数は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年大蔵省令第15号)に定められた期間となります。

8-4. 圧縮記帳は適用可能ですか。

所得税法第42条(国庫補助金等の総収入金額不算入)又は法人税法第42条(国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入)において、国庫補助金等の交付を受け、その交付の目的に適合する固定資産の取得等をした場合に、その国庫補助金等について総収入金額不算入又は圧縮限度額まで損金算入することができる税務上の特例(以下「圧縮記帳等」という。)が設けられています。

本補助金に関しては、圧縮記帳等の適用を受ける国庫補助金等に該当しますので、圧縮記帳等の適用にあたっては、税理士等の専門家にもご相談いただきつつ、適切な経理処理の上、ご活用ください。

なお、固定資産の取得に充てるための補助金等とそれ以外の補助金等(例えば、経費補填の補助金等)と合わせて交付する場合には、固定資産の取得に充てるための補助金等以外の補助金等については税務上の特例の対象とはなりませんので、ご注意ください。

8-5. 余剰電力を売電する場合について

本事業で導入する自家消費型太陽光発電設備で発電した電力について、固定価格買取制度（FIT）を活用して売電することはできません。

また、FIP（Feed in Premium）制度の認定を取得することはできません。

施設の休業日など需要家の電力需要が大きく減少して余剰電力が発生する場合、FIT 制度及び FIP（Feed in Premium）制度に該当しなければ売電することができます。

その場合、売電により得られた収入金額は、本事業で導入した設備等の維持管理や更新に充てるとともに、毎月ごとの売電量及び売電収入、収入金額の用途を管理するための帳簿を作成するなどして、適切に管理してください。

余剰電力を売電する場合は、電気事業者との個別契約において価格等を決定してください。